

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	動物の飼養又は収容の許可	
根拠法令・条項	化製場等に関する法律第9条第1項	
所 管 課	保健所 生活衛生課	
審 査 基 準	化製場等に関する法律第9条 化製場等に関する法律施行令第1条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第13条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第14条 堺市化製場等に関する条例第7条 動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定について 別紙1	
標準処理期間	標準処理期間	10日（検査日から許可書を交付するまで）
	標準処理期間を設定できない理由	

(別紙 1)

動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定について

昭和 59 年 10 月 1 日

告示第 49 号

改正 平成 25 年 11 月 14 日告示第 349 号

化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 9 条第 1 項の規定により、動物の飼養又は収容の許可を要する区域を次のとおり指定した。

堺市全域。ただし、築港八幡町、匠町、塩浜町、築港南町、大浜西町、出島西町、石津西町、築港新町、築港浜寺町及び築港浜寺西町を除く。

改正文(平成 25 年 11 月 14 日告示第 349 号)抄
平成 25 年 12 月 1 日から施行する。